

## 1. 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順の解説

排出量、移動量の算出をする前に、貴事業者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」とします)に基づくPRTRの届出対象事業者であるかどうか、及び排出量・移動量の算出・届出の対象となる物質が何かを判定する必要があります。

届出対象事業者かどうかは、

- ① 事業者の業種(1-1 →[pⅡ-7](#))
- ② 常時使用する従業員の数(1-2 →[pⅡ-99](#))
- ③ 当該事業者が有する事業所(1-3 →[pⅡ-11](#))における対象物質の年間取扱量<sup>※1</sup>(1-4 →[pⅡ-15](#))

または、

- ④ 特別要件施設<sup>※2</sup>の有無(1-5 →[pⅡ-34](#))

により判定します。

※1 法第2条第5項第1号(→[pⅢ-577](#))に該当する事業者は、年間取扱量により届出対象事業者となります。法に基づく、年間取扱量は「製造量」、「使用量」、「その他取扱量」の合計となりますが、本マニュアルにおいては、「その他取扱量」に該当するものも「製造量」または「使用量」のいずれかに分類して算出するようにしています。本マニュアルにおける用語の意味は以下のとおりです。

- ・年間取扱量…年度内1年間(年度初め4月～年度末3月)に取り扱った対象物質の量のことで、対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量
- ・年間製造量…年度内1年間に化学反応、精製等により作り出される対象物質の量(副生成物であっても、事業者が製造する製品中に1質量%(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%)以上含有される場合や、排ガス、排水、廃棄物などに含まれることが明らかな場合には、その物質の年間製造量として算出します。例えば、対象物質を排水処理などの過程で生成している場合、対象物質が反応プロセスや排水処理などの過程で分離されている場合などが該当します。1-4-1(→[pⅡ-17](#))も参照してください。)
- ・年間使用量…年度内1年間に原材料、資材等に含まれる対象物質を事業所内で用いる量(貯蔵タンクに搬入、搬出のみしているものは、法に基づく「その他取扱量」に該当しますが、本マニュアルにおいては便宜的に使用量に含めて算出します。)

なお、年度途中から対象業種に含まれる事業を開始した場合の年間取扱量、年間製造量、年間使用量は、事業を開始した時点から当該年度の3月末までの期間で算出してください。

※2 法第2条第5項第2号(→ pⅢ-577)に該当する事業者は、特別要件施設(→pⅡ-34)の有無により届出対象事業者となります。事業活動に伴って付随的に対象物質を生成、または排出することが見込まれる事業者はこちらに該当します。

具体的には、図1-1の流れにしたがって、判定を行ってください。

届出対象事業者と判定された場合は、その届出の対象となる物質について、排出量、移動量を算出してください。

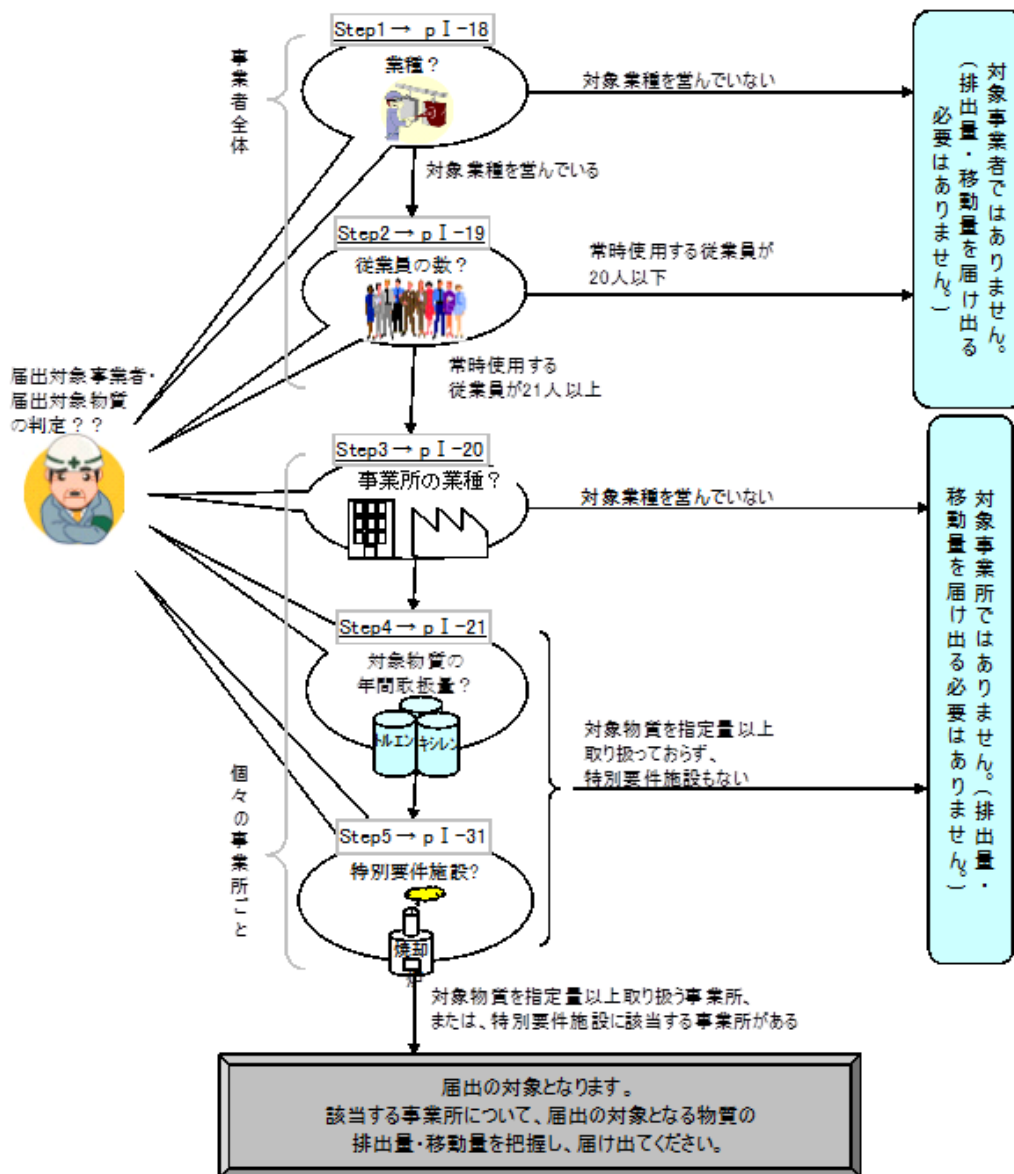


図 1-1 届出対象事業者・届出対象物質の判定の手順

(参考) 届出対象事業者の要件(チェック項目一覧)<sup>※1</sup>

(1)事業者の業種、常時使用する従業員の数		
① 対象業種	1-1(→ <a href="#">pⅡ-7</a> )に示す業種	
② 常時使用する従業員の数	21人以上	
(2-1)事業所ごとの対象物質の年間取扱量		
対象物質 <sup>※2</sup> の種類	特定第一種	第一種
③ 使用量の把握が必要な原材料、資材等の形状	1-4-2(→ <a href="#">pⅡ-20</a> )に示す形状	
④ 使用する原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率	0.1質量%以上	1質量%以上
⑤ 対象物質の年間取扱量	0.5トン/年以上	1トン/年以上
(2-2)事業所ごとの特別要件施設		
⑥ 特別要件施設	1-5(→ <a href="#">pⅡ-34</a> )に示す要件の施設	

※1 届出対象事業者となるのは、(1)と(2-1)、または(1)と(2-2)を満たす事業所を有する事業者です。

※2 対象物質(第一種指定化学物質)は、環境中に広く継続的に存在し、次のいずれからの有害性の条件に当てはまるものとして、選定された物質です。

- ① 人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- ② その物質自体は人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に有害な化学物質を生成するもの
- ③ オゾン層を破壊するおそれがあるもの

対象物質のうち、人に対する発がん性、生殖細胞変異原性、生殖発生毒性があると評価された物質で特に注意を要する物質、及び、一定以上の生態毒性を有する化学物質のうち、難分解性かつ高蓄積性がある物質の23物質(例:ベンゼン等)は「特定第一種指定化学物質」に指定されています。

なお、表中の「第一種」は第一種指定化学物質のことで、「特定第一種」は特定第一種指定化学物質のことです。

(関連ページ)

- ・ 第Ⅰ部 2-1 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順(→ [pⅠ-16](#))
- ・ 第Ⅲ部 4-2-5 対象物質一覧表(→ [pⅢ-380](#))

## 1-1 業種の判定

貴事業者において、以下の対象業種を営んでいるか確認してください。  
兼業している業種が1つでも該当すれば、対象業種を営んでいることになります。

1	金属鉱業
2	原油・天然ガス鉱業
3	製造業
a	食料品製造業
b	飲料・たばこ・飼料製造業
c	繊維工業
d	衣服・その他の繊維製品製造業
e	木材・木製品製造業
f	家具・装備品製造業
g	パルプ・紙・紙加工品製造業
h	出版・印刷・同関連産業
i	化学工業
j	石油製品・石炭製品製造業
k	プラスチック製品製造業
l	ゴム製品製造業
m	なめし革・同製品・毛皮製造業
n	窯業・土石製品製造業
o	鉄鋼業
p	非鉄金属製造業
q	金属製品製造業
r	一般機械器具製造業
s	電気機械器具製造業
t	輸送用機械器具製造業
u	精密機械器具製造業
v	武器製造業
W	その他の製造業

4	電気業
5	ガス業
6	熱供給業
7	下水道業
8	鉄道業
9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)
10	石油卸売業
11	鉄スクラップ卸売業 <sup>*)</sup>
*)	自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。
12	自動車卸売業 <sup>*)</sup>
*)	自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。
13	燃料小売業
14	洗濯業
15	写真業
16	自動車整備業
17	機械修理業
18	商品検査業
19	計量証明業(一般計量証明業を除く。)
20	一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)

21	産業廃棄物処分量(特別管理産業廃棄物処分量を含む。)
22	医療業
23	高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
24	自然科学研究所

注1: 公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。

注2: 日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠した業種分類

### (留意事項)

- ① 「国や地方公共団体等の公務」は、実際に行われる業務の外形に着目して業種の分類を行い、分類された業種が対象業種に該当すれば、届出の対象となります。
- ② 業種分類は日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠しています。
- ③ 「その他の製造業」は、日本標準産業分類(平成5年改定)の中分類34に分類されるものが該当します。具体的には、貴金属製品製造業、楽器製造業、玩具・運動用具製造業などが含まれます。
- ④ 自動車整備業の登録はしておらず、専ら自動車部品やカーアクセサリーの販売を行っている事業者が、部品の修理サービスを行い、それに伴ってカーエアコン等からフロンの抜き取りなどを行っている場合でも、当該事業者は「自動車部分品・付属品小売

業」であり、対象業種には該当しません。

⑤ 発電所が建設工事中の場合は、未だ「電気業」を営んでいるとは考えられませんので、他の対象業種に属する事業を行っていないければ、対象業種には該当しません。

⑥ 薫蒸業者との契約に基づき薫蒸庫を貸している事業者は、倉庫業を営んでいますので、対象業種に該当します。

(関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step1 業種の判定(→ [p I -18](#))
- ・ 第 III 部 4-1-1 対象業種の区分(→ [p III -203](#))  
4-1-2 対象業種の概要(→ [p III -210](#))

## 1-2 常時使用する従業員の数の判定

貴事業者の常時使用する従業員<sup>※</sup>の数が 21 人以上であるかどうか確認してください。

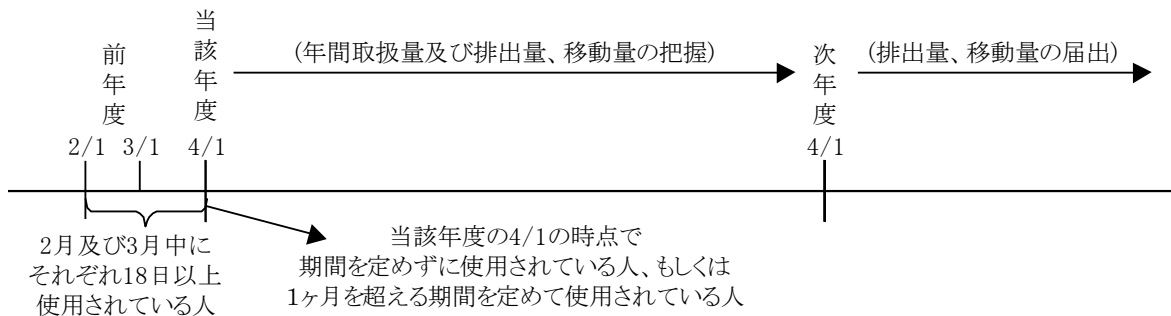
ここでは、本社及び全国の支社・出張所等を含めた、すべての事業所の従業員数を合算します。

※ 常時使用する従業員とは、以下の人をいいます。

- ① 排出量等を把握する当該年度の4月1日の時点で期間を定めずに使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人
- ② 前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人

注 1) 常時使用する従業員は、事業者ごとに判断するもので、兼業の場合の法の対象業種でない事業に従事する者も含まれます。

注 2) 1日の勤務時間又は月の勤務日数は関係なく、雇用している期間で判断してください。



以下のもの(○のもの)を常時使用する従業員として考える必要があります。

	役員 <sup>※1</sup>	正社員	嘱託、パート、アルバイト等 <sup>※2</sup>	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請労働	他からの派遣者 <sup>※3</sup> (出向者)	別事業者からの下請労働 <sup>※3</sup>
常時使用する従業員	×	○	○	×	×	○	○

○使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人(※2参照のこと。)、他企業からの派遣・出向者をいいます。

○正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含みません。

※1 役員は原則除きますが、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員と考えます。

※2 上記①、②に該当する場合は、常時使用する従業員に含まれます。

※3 他の事業者からの委託・請負により、当該事業者の事業所で働いている者(例えば、A社工場のプラントの運転・管理を委託されたB社の従業員が、常時A社工

場で働いている場合)も、委託・請負を行っている当該事業者(例の場合、A社)の常時使用する従業員と考えます。この場合、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。

**(留意事項)**

- ① 年度途中の常時使用する従業員の数が 20 人以下であっても、当該年度の 4 月 1 日の時点、又は前年度の 2 月及び 3 月中に使用している従業員の数 が 21 人以上であれば、この要件を満たすことになります。
- ② 国や地方公共団体の従業員数は以下のように考えてください。

事業者	従業員数
国※1	全職員数(省庁単位)
自衛隊駐屯地、基地等	全職員数(駐屯地等单位)
独立行政法人等	全職員数(法人単位)
国立大学	全職員数(大学単位)
国立病院(診療所を含む)	全職員数(病院単位)
都道府県	全職員数(都道府県単位)
市町村	全職員数(市町村単位)
地方公営企業※2	全職員数(公営企業単位)
一部事務組合	全職員数(組合単位)
公立大学	全職員数(大学単位)
公立病院(診療所を含む)	全職員数(病院単位)
(参考)民間企業	全従業員数(事業者単位)

※1 自衛隊駐屯地、基地等を除く。

※2 地方公共団体の経営する企業のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の規定の適用を受けるもの。

**(関連ページ)**

- ・ 第 I 部 2-1 Step2 常時使用する従業員の数 の判定(→ [p I-19](#))

### 1-3 対象物質の年間取扱量等の判定を行う事業所の調査

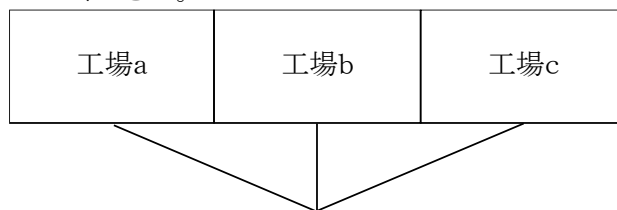
年間取扱量等の判定を行う、対象業種(→ pⅡ-7)に属する事業が行われている「事業所」※を調べてください。

※ 事業所は、以下のような考え方で判別する必要があります。

- ・ 対象業種に属する事業活動が行われている一単位の場所であり、原則として、単一の運営主体(企業等)のもとで、同一のまたは隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているもの
- ・ ただし、同一のまたは隣接する敷地内になくても、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、化学物質管理が一体として行われている場合は、一事業所として取り扱って差し支えありません。また、当該場所における人的管理部門の存否は問いません(→ 例 1～5)。
- ・ 対象業種に属する事業をまったく行っていない事業所は、年間取扱量等の判定を行う事業所には該当しません(→ 例 6 事業所 Y の場合)。
- ・ ある事業所において、同時に 2 種以上の業種に属する事業を行っており、それらの業種の一つが対象業種である場合は、年間取扱量等の判定を行う必要があります(→ 例 6 事業所 X の場合)。

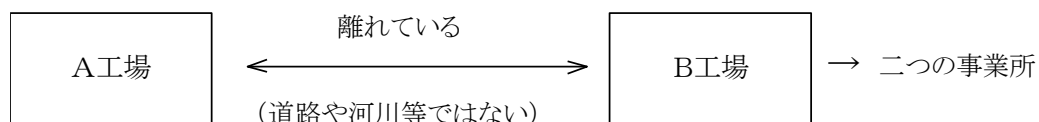
なお、この場合は、その事業所における対象物質の年間取扱量を考えるときには、対象業種以外の業種も含めてその事業所が業として取り扱っているものすべてを年間取扱量に含めて算出してください。

[例 1] 異なる製品を生産する複数の工場 a～c がある場合においても、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内で事業活動が行われていれば、全体を一括して一事業所としてください。



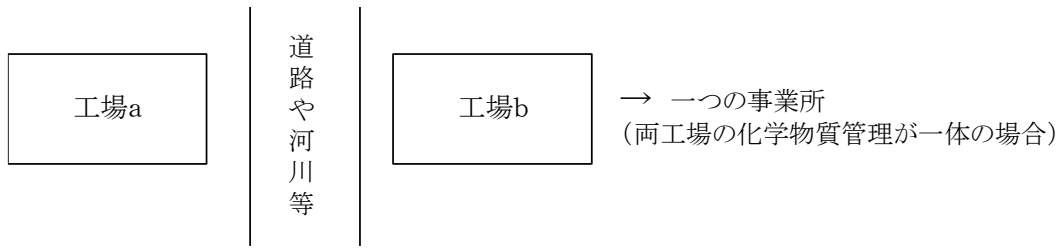
同一の敷地内又は隣接する敷地 → 一つの事業所

[例 2] 同一会社の A 工場と B 工場が離れた場所にある場合、原則として別個の事業所としてください。また、大学が複数のキャンパスに分かれている場合や、同一名称の自衛隊駐屯地、基地等が場所的に離れて位置する場合も、それぞれを別個の事業所としてください。

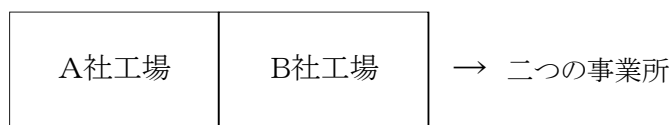




[例 3] 例 2 にかかわらず、同一会社の工場 a と工場 b が道路や河川等を隔てて設置されているが、近接して化学物質管理が一体として行われている場合には、工場 a と工場 b を一括して一事業所として取り扱って差し支えありません。

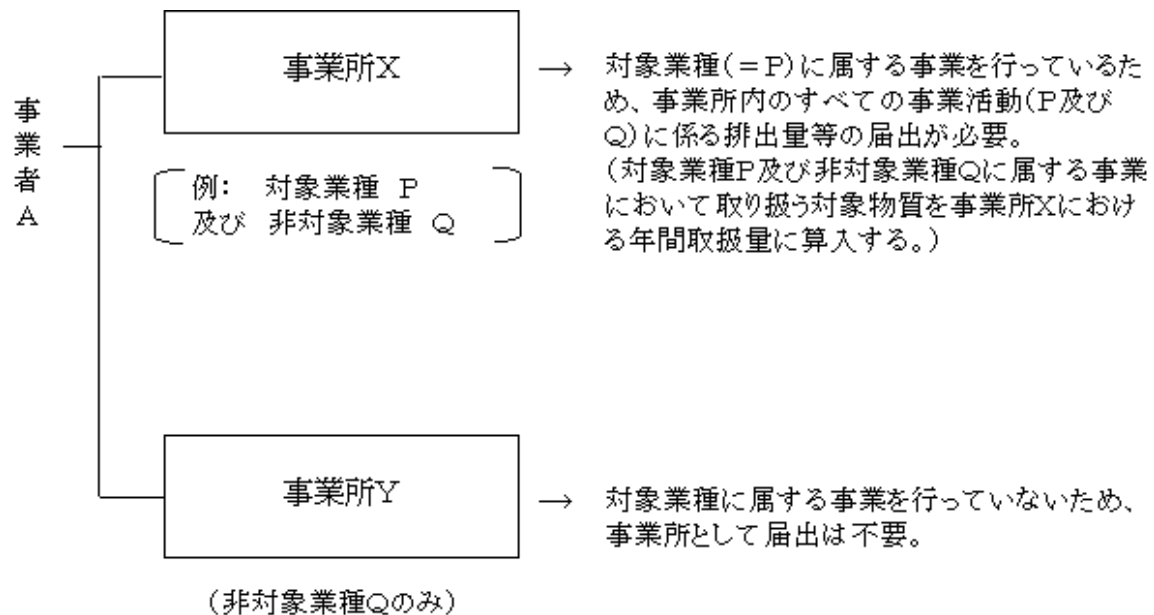


[例 4] 同一の又は隣接する敷地内に A 社の工場と B 社の工場がある場合には、運営主体が異なるため、別個の事業所としてください。



[例 5] 常駐する者がいない場所でも、「事業所」となり得ます。対象物質の排出量等の把握、届出は「事業者」が行ってください。

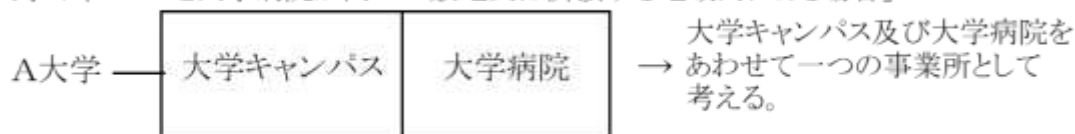
[例 6]



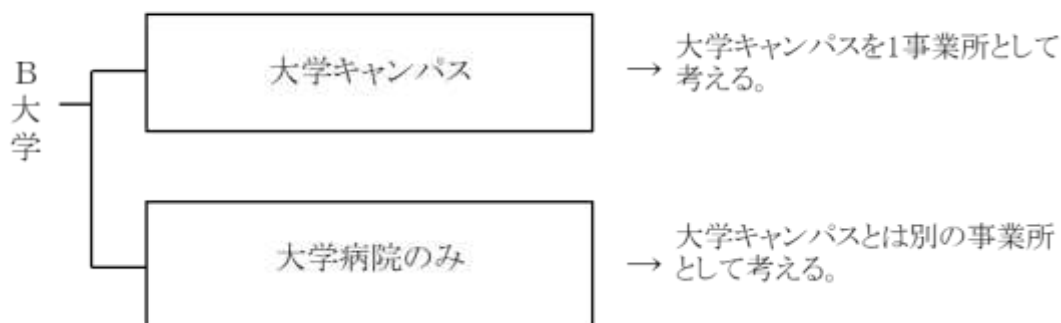
(留意事項)

① 大学病院については、以下のように事業所を考える必要があります。

[大学キャンパスと大学病院が同一の敷地又は隣接する地域内にある場合]



[大学キャンパスと大学病院が離れた場所にある場合]



② 対象業種を営む事業所と同一の敷地又は隣接する地域内に企業が経営する病院がある場合は、一つの事業所として考え、年間取扱量に病院で取り扱う対象物質も含める必要があります。

③ ある事業者 A が、その事業所内で行っている製造工程等の一部の工程について別の事業者 B に委託している場合は、以下のように考えてください。

a) 委託先の事業者 B の担当している工程での事業活動を事業者 A が管理している(事業者 B の化学物質の取扱いについての責任者が事業者 A に存在する)場合は、委託している工程を含めて事業者 A の事業所としてください。

b) 事業者 B の事業活動を事業者 B が自ら管理している(事業者 B の化学物質の取扱いについての責任者が事業者 B 自身に存在する)場合は、委託された一部の工程については、事業者 B の事業所としてください。

事業者 B が事業者 A に借りている土地で事業活動を行っている場合も上記同様に、化学物質に係る安全管理や環境への配慮(化学物質漏洩防止や排出移動量の抑制)についての責任者がどちらの事業者にあるかで判断してください。

④ 同一敷地内に事業者 A と事業者 B のそれぞれの事業所があり、事業者 B が事業者 A の子会社である場合は、原則として別の事業者の事業所と判断し、別個に届出対象事業者の判定等を行ってください。

事業者が異なる事業所が 2 つ隣接している場合も、上記と同じように考えてください。

(関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step3 対象物質の年間取扱量等の判定を行う事業所の調査  
(→ p I -20)

#### 1-4 対象物質の年間取扱量の判定

事業所ごとに、対象物質の年間取扱量<sup>※</sup>を図 1-2 の手順で算出してください。

次の指定量以上の年間取扱量の対象物質が一つ以上ある場合は、届出対象事業者となります。

対象物質(第一種指定化学物質)	1t/年
対象物質のうち、特定第一種指定化学物質	0.5t/年(500kg/年)

年間取扱量が指定量以上の対象物質が、排出量・移動量の届出の対象となります。

※ 法に基づく、年間取扱量は「製造量」、「使用量」、「その他取扱量」の合計となりますが、本マニュアルにおいては、「その他取扱量」に該当するものも「製造量」または「使用量」に含めて算出するようにしています。

$$\text{対象物質の年間取扱量} = \text{対象物質の年間製造量} + \text{対象物質の年間使用量}$$

「製造量」には、以下を含みます。

副生成物であって、事業者が製造する製品中に 1 質量%(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%)以上含有される場合や、排ガス、排水、廃棄物などに含まれることが明らかな場合(例えば、対象物質を排水処理などの過程で生成している場合、対象物質が反応プロセスや排水処理などの過程で分離されている場合など)。

「使用量」には、便宜上、貯蔵タンクに搬入、搬出のみしているものを含みます。

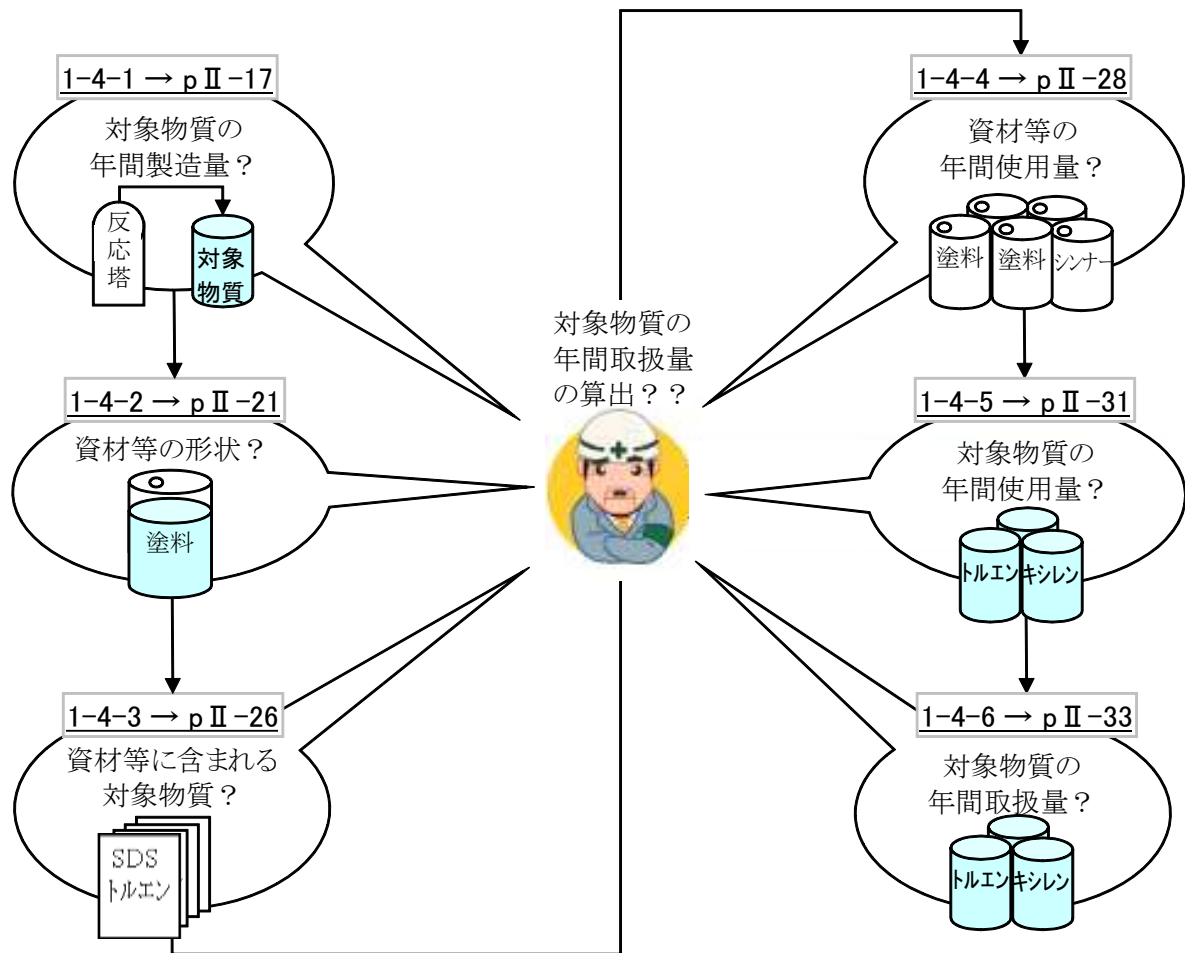


図 1-2 事業所ごとの対象物質の年間取扱量の算出手順

(関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step4 対象物質の年間取扱量の判定(→ [p I -21](#))
- ・ 第 III 部 4-2-1 業種別の主な使用原材料、資材等(→ [p III-222](#))
  - 4-2-2 原材料、資材等に含まれる主な対象物質(→ [p III-233](#))
  - 4-2-3 対象物質の主な用途(原材料、資材等)(→ [p III-272](#))
  - 4-2-4 石油系燃料及び潤滑油中の対象物質(→ [p III-377](#))
  - 4-2-5 対象物質一覧表(→ [p III-380](#))
  - 4-2-6 対象物質の別名について(→ [p III-402](#))

## 1-4-1 対象物質の年間製造量の確認

対象物質を製造している場合は、その年間製造量を確認してください。

### (留意事項)

- ① 対象物質の製造とは、販売や事業所内での原料としての使用などを目的として、当該物質を化学反応や精製等により作り出すことです。
- 例えば、石油化学メーカーで、原料ナフサを受け入れ、ナフサ中に 1%未満(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%未満)含まれる対象物質を抽出して、製品や半製品として出荷している場合は、その対象物質を「製造」していることとなります。
- ② 副生成物であっても、事業者が製造する製品中に 1 質量%(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%)以上含有される場合や、排ガス、排水、廃棄物などに含まれることが明らかな場合には、その物質の年間製造量として算出します。
- 例えば、対象物質を排水処理などの過程で生成している場合、対象物質が反応プロセスや排水処理などの過程で分離されている場合などが該当します。
- ただし、火力発電等において、原料である石炭中に含有される水銀等の重金属類等がボイラーから排出される場合は、既に石炭中に含有されていた重金属類等が物理的に石炭から分離され、副生成物としてボイラーから放出されるのみで、重金属類等が新たに作り出されたわけではないので、年間製造量として算出する必要はありません(なお、石炭中の含有率が 1 質量%(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%)以上の対象物質については年間使用量として把握する必要があります)。

### 対象物質の年間取扱量を把握する必要がある場合(例)

- [例 1] 六価クロム化合物を使用する過程、またはこれを含む排水を処理する過程等で三価クロム化合物に変化する場合は、「クロム及び三価クロム化合物」は副生成物であり、排水等に 1 質量%以上含有される場合は生成した量を「製造量」として把握してください。また、「六価クロム化合物」に関しては「使用」に該当することになりますので、1-4-2(→ [pⅡ-20](#))以降を参考に「使用量」を算出してください。めっき工程において、六価クロム化合物が三価クロム化合物に変化する場合の算出例を第Ⅲ部 代表的な工程での算出事例のめっき工程(→[pⅢ-101](#))に示しますので、参考にしてください。
- [例 2] 銅版のエッチングにおいて、銅と硝酸との反応(エッチング)により「銅水溶性塩(硝酸銅)」が生成した場合、「銅水溶性塩(硝酸銅)」が新たに「製造」されたと考えられるため、溶出した硝酸銅の重量を銅に換算して、「製造量」として把握してください。硝酸銅の銅への重量換算の仕方は留意事項⑦を参考にしてください。
- [例 3] クラフトパルプ漂白時に非意図的に生成するクロロホルムは、反応プロセス

で新たに作り出されたものと考えられますので、「製造量」として把握してください。

- ③ 蒸気を取り出す目的で使用しているボイラーに塩酸ヒドラジン、炭酸ヒドラジン等のヒドラジン誘導体を脱酸素剤(錆防止目的)として使用している場合、その使用過程で対象物質であるヒドラジンが生成していることから、ヒドラジンの生成する量を年間製造量として把握してください。

また、水加ヒドラジンは、対象物質であるヒドラジンに任意の割合で水が混和したものですので、水加ヒドラジンを製造している場合は、ヒドラジンに換算した量を年間製造量としてください。

- ④ 対象物質を含む原材料、資材等を精製、分離するなどして、当該対象物質を製造している場合は、原材料、資材等に含まれる量(年間使用量(1-4-4(→ pⅡ-27))に該当するもの)を使用量でなく、製造量として算出してください(年間使用量も計算すると、年間製造量と年間使用量とで二重にカウントすることになるので、注意してください)。

- ⑤ 廃棄物処理業者が回収した廃シンナー等を精製し、シンナーとして再利用・販売等を行っている場合は、精製したシンナーに含まれる対象物質(トルエン、キシレン等)を製造していることとなりますので、当該対象物質の製造量を把握してください。

- ⑥ 当該年度に製造した対象物質のほか、前年度以前に製造した対象物質を使用している場合、その年間使用量も排出量、移動量の算出に必要となりますので、1-4-2(→ pⅡ-20)以降を参考に算出してください。

- ⑦ 対象物質を元素等に換算する化学物質(「亜鉛の水溶性化合物」や「鉛及びその化合物」のような金属化合物、「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ほう素化合物」及び「ふっ化水素及びその水溶性塩」)については、次の要領で、含まれている金属元素、シアン、ほう素及びふっ素の量に換算した値を算出してください。金属元素等への換算係数はⅢ部 4-2-8 物質群構成化学物質の例(→ pⅢ-431)を参照してください。

$$\text{対象物質の年間製造量 t/年} = \text{対象物質にあたる化合物の年間製造量 t/年} \times \text{金属元素等への換算係数}$$

例：ふっ化ナトリウム(ふっ化水素及びその水溶性塩)を年間 3 トン製造している

場合

$$\begin{aligned} \text{ふっ化水素及びその水溶性塩の年間製造量 t/年} &= \text{ふっ化ナトリウムの年間製造量 3t/年} \times \text{ふっ素への換算係数 0.452} \\ &= 1.356\text{t/年} \end{aligned}$$

換算係数が第Ⅲ部 4-2-8 物質群構成化学物質の例(→ pⅢ-431)にない物質の場合は、次の要領で算出してください。

$$\text{金属元素等への換算係数} = \frac{\text{化合物の化学式中の金属元素等の原子量の合計}}{\text{化合物の分子量}}$$

例：四酸化三鉛(Pb<sub>3</sub>O<sub>4</sub>)の換算係数

$$\begin{aligned} \text{鉛元素への換算係数} &= \frac{\text{四酸化三鉛の化学式中の鉛元素の原子量の合計 } 207.2 \times 3}{\text{四酸化三鉛の分子量 } 685.6} \\ &= 0.907 \end{aligned}$$

- ⑧ 金属化合物で「水溶性」と限定されている対象物質は、水溶性の化合物(常温で中性の水に対し 1 質量%以上(10g/L)溶解するもの)の年間製造量を把握してください。
- ⑨ 「亜鉛の水溶性化合物」のような化合物として PRTR 対象となっている物質には、金属単体である「亜鉛」を含みません。よって、「亜鉛」の年間製造量を把握する必要はありません。
- ⑩ 対象となる化学物質が複数の物質群に含まれる場合は、該当するそれぞれの物質群として算出してください。

例：クロム酸鉛は「六価クロム化合物」、「鉛及びその化合物」の両方で算出

- ⑪ 対象物質のうち、塩化ビニル(常温で気体)、酢酸ビニル(常温で液体)、スチレン(常温で液体)等は、ポリマー(樹脂)ではなくモノマーを対象としていますので注意してください。

(関連ページ)

- ・ 第Ⅰ部 2-1 Step4-1 対象物質の年間製造量の確認(→ pⅠ-24)



(作業シート 1 への記入)

○製造している  
対象物質の  
CAS 登録番号※

○製造している  
対象物質の  
管理番号

○製造している  
対象物質の  
名称

○対象物質の  
年間製造量

対象物質を含む原材料、資材等の年間使用量の算出				対象物質の年間取扱量の算出						
通し 番号	原材料、 資材等の 名称	1Aの 年間 購入量  kg/年 1B	1A中の 1H0の年 間使用量  kg/年 1K =1E × 1I ÷ 100	対象物質の CAS No.  1F	対象物質の 管理番号  1G	対象物質名  1H	1Hの 年間 製造量  kg/年 1L	1A中の 1Hの年間 使用量  kg/年 1M (1Mの 合計)	1Hの 年間 使用量  kg/年 1N	1Hの 年間 取扱量  kg/年 1O =1L+1N
	1A	1B	1K =1E × 1I ÷ 100	79-01-6 127-18-4	281 262	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	1,200 800			

※対象物質の CAS 登録番号は参考として記入するもので、必ずしも記入する必要はありません。

## 1-4-2 使用する原材料、資材等の確認

事業活動として、次に示す形状の原材料、資材等を使用しているかどうか確認してください。

### 使用量の把握が必要な原材料、資材等(製品)の形状

#### ア 気体又は液体のもの

例: 溶剤、接着剤、塗料、ガソリンなど

#### イ 固体のもので固有の形状を有しないもの(粉末状のものなど)

例: 添加剤(粉末状)、試薬(粉末状)など

#### ウ 固体のうち固有の形状を有するもので取扱いの過程で溶融、蒸発又は溶解するもの

例: めっきの金属電極、インゴット(溶解して用いるアルミニウム塊)、樹脂ペレット<sup>※1</sup>など

#### エ 精製や切断等の加工に伴い環境中に排出される可能性があるもの

例: 石綿製品、切削工具等の部品<sup>※2</sup>

ただし、上記のア～エに該当するものであっても、以下のようなものは除きます。

- ・一般消費者用の製品<sup>※3</sup>で、容器などに包装された状態で流通し、そのまま販売されるもの

例: 家庭用の洗剤、家庭用の害虫駆除剤、白熱灯、蛍光灯等の照明器具<sup>※4</sup>など

- ・密封された状態で使用される形態のもの<sup>※5</sup>

例: バッテリー、コンデンサーなど

- ・再生資源<sup>※6</sup>

例: 廃溶剤、金属くずなど

(参考)使用量を把握する必要のない原材料、資材等の形状

- ・固体のうち固有の形状をするもので取扱いの過程で溶融、蒸発又は溶解しないもの。

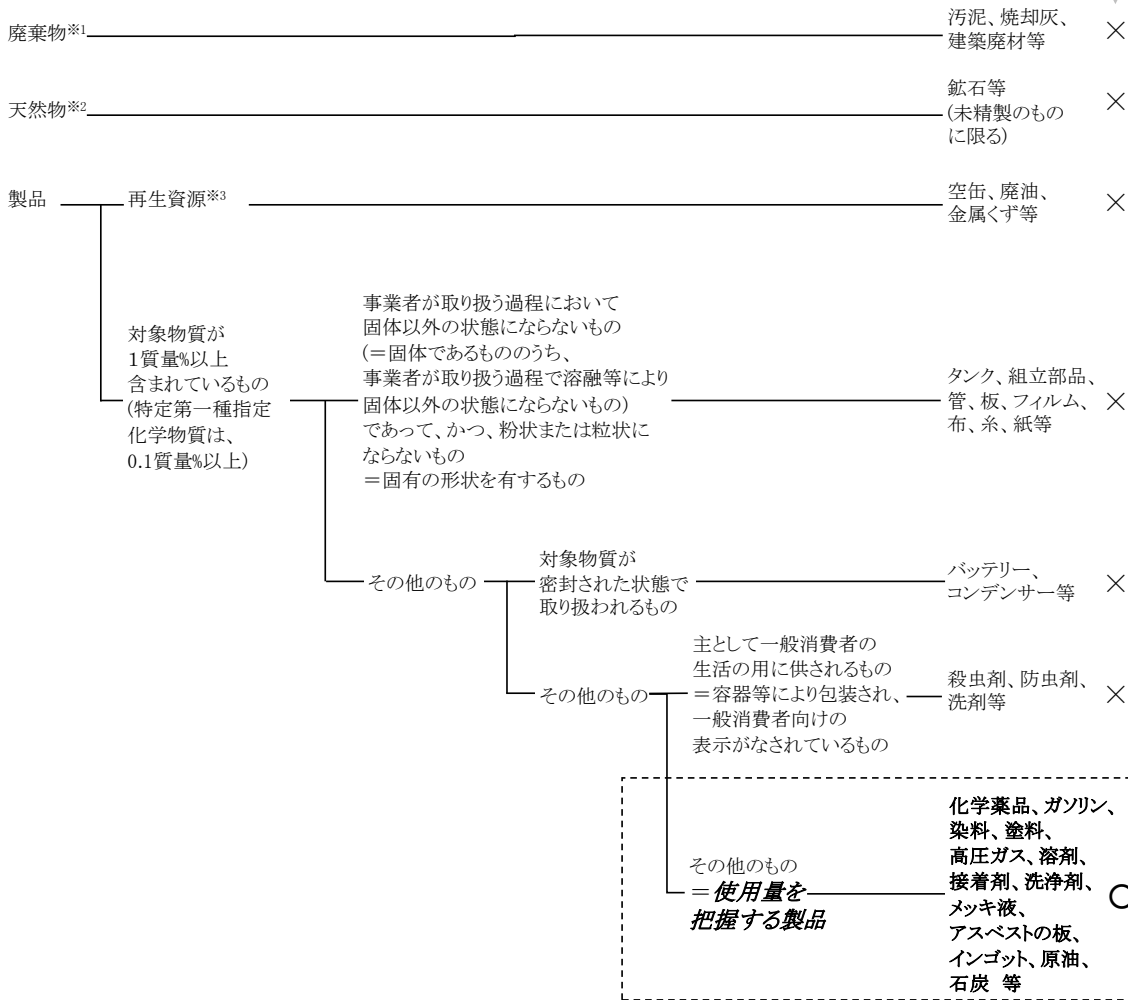
例: 組立部品、管、板、圧延等の加工に用いられる金属原料<sup>※7</sup>など

※1 樹脂ペレットを原料としたプラスチックを成型加工するものは、押出加工等の過程で団塊状のものが加熱されて溶融・結合し、明らかに異なる形状になることから、「固体以外の状態」になると考えられますので、使用量を把握する必要があります。同様に、金属材料を溶接する場合も「固体以外の状態」になりますので、溶接される部材全体に含まれている対象物質の量を使用量として把握してください。

- ※2 切削工具等の部品は、それらが使用される過程で摩耗するために一定期間経過後に交換されることがあらかじめ想定されているものであり、含有されている物質が有意な量で環境中に排出されると考えられますので、「粉状又は粒状になる」ものとして、使用量を把握する原材料、資材等の形状に該当します。
- ※3 「一般消費者用の製品」とは、もっぱら家庭生活に使用されるものとして、容器などに包装された状態で流通し、かつ、一般消費者向けの表示がされているものをいい、例えば、小売店やスーパーなどで販売される洗剤や家庭用殺虫剤などを指します。
- ※4 白熱灯、蛍光灯等の照明器具については、
- ① 照明器具がもっぱら消費者に販売されるものであれば、「主として家庭生活中で使用されるもの」として、
  - ② 照明器具が事業者用のものであっても、対象物質が蛍光灯の真空管の中にか封入されておらず、外部に出てこないのであれば、「密封された状態で使用される形態のもの」として、
  - ③ 対象物質がガラス部分や外部の金属部分に含有されているのであれば「固体のうち固有の形状をするもので取扱いの過程で熔融、蒸発又は溶解しないもの」として、
- 対象物質の使用量を把握する必要はありません。
- ※5 容器に入っているなど密封された状態の原材料、資材等(例えば、一斗缶に入った塗料等)を、その事業所で開けずに、卸売り、販売等している場合は、それに含まれる対象物質の使用量を把握する必要はありません。
- ※6 廃棄物処理業者が対象物質(トルエン、キシレン等)を含む廃シンナー等を回収のみ行っている場合は、その使用量を把握する必要はありませんが、その廃シンナー等を精製してシンナー等を製造している場合は、精製したシンナーに含まれる対象物質を製造していることとなりますので、対象物質の製造量を把握する必要があります。なお、このような場合、主たる業種または従たる業種の欄に「化学工業」を記載して届け出てください。
- ※7 圧延加工や鍛造加工が行われる金属は、加熱によって明らかに金属が溶解していれば「固体以外の状態」となりますが、単なる加圧によって当初の金属を屈曲・変形させるだけであれば、「固体以外の状態」になったとはいえないと考えられますので、対象物質の使用量を把握する必要はありません。

使用量の把握が必要な原材料、資材等(製品)の形状

○: 使用量を把握するもの  
×: 使用量を把握しないもの



※1 廃棄物として処分される場合は使用量としての把握は必要ありませんが、廃溶剤等を回収してきて、精製した溶剤等を再利用・販売等している場合は、精製した溶剤等に含まれる対象物質を製造していることとなりますので、当該対象物質の製造量として把握する必要があります。

※2 天然物とは、鉱石等自然に存在したものを採取してなんらの加工も行われていないもので、自然から採取されたそのままの鉱物等のことです。ただし、選鉱、粉碎、脱水、脱泡等の工業プロセスを経たのちの、鉱石や原油は天然物とはみなしません。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源のことを指します。

(留意事項)

- ① ここでは、商社のような書類の取引のみ行っている事業者の場合は、該当しません。
- ② テレビのブラウン管や蛍光灯の製品を購入してそのまま使用している場合は、それらの使用量を把握する必要はありません。ただし、ブラウン管を製造している場合は、製造過程で使用する対象物質の使用量の把握が必要となる場合があります。
- ③ 電子回路基板を購入して電気製品を製造する場合のように、ある段階まで製造された「半製品」を購入し、それを組み立てて、完成品を製造している場合は、その「半製品」の形状が pⅡ-21～pⅡ-23 に示した形状をしているかどうかで、その使用量を把握する必要があるかどうかの判断をしてください。
- ④ 対象物質(クロム、ニッケル、マンガン)を含むステンレス鋼(スタッドボルト、ナット等)の金

属を製品または製品の構成部品として顧客に提供している場合は、次のように考えてください。

- a) 対象物質の金属からステンレス鋼を製造する、ステンレス鋼のインゴットなどから溶融工程を経てボルト、ナット等の製品を製造する場合は、製造に用いる対象物質の使用量を把握する必要があります。
  - b) ステンレス鋼のボルト、ナット等の部品を購入して製品や半製品の構成部品として取り扱う場合は、固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならないため、これらの使用量を把握する必要はありません。
- ⑤ 難燃剤としてアンチモン及びその化合物(管理番号 31)を塗布した生地を購入して、自動車用のシートを製造している場合は、その生地の形状が pⅡ-21～pⅡ-23 に示した形状をしているかどうかで、その使用量を把握する必要があるかどうかの判断をしてください。
  - ⑥ 古くなった機器を引き取っている場合、それらの機器は固有の形状を有するものであるため、これらの使用量を把握する必要はありません。
  - ⑦ PCB を含む廃コンデンサーを倉庫内(事業所内)に保管している場合、コンデンサーを倉庫内(事業所内)で一度も開封せず、かつ密閉された状態で入っていた PCB は、一般的に密封された状態で使用される製品と考えられることから、法施行令第 5 条(→ pⅢ-580)の要件を満たさないため、これを廃棄物として移動する場合は、その取扱量を把握する必要はありません。
  - ⑧ 溶接工程で使用する溶接芯線、溶接母材は取扱いの過程で溶融しているので、その使用量を把握する必要があります。  
また、クロムやニッケルを含有するステンレス板を溶接により接合等を行っている場合は、そのステンレス板の使用量を把握する必要があります。
  - ⑨ はんだ付け作業に使用するはんだは、取扱いの過程で液状になりますので、その使用量を把握する必要があります。
  - ⑩ 対象物質を含むガラスを溶融等を行っている場合は、その使用量を把握する必要がありますが、ガラスを購入してそのまま製品に組み込んでいるような場合には、その使用量を把握する必要はありません。
  - ⑪ 飛行機の整備(機械整備業)を行う事業所などにおいて、乗員や職員の健康管理の目的で使用するレントゲンの現像液は、「事業活動」として使用されるものではないので、その使用量を把握する必要はありません。
  - ⑫ 芝生にまく農薬や事業所内の食堂で使用される洗剤は、「事業活動」として使用されるものではないので、その使用量を把握する必要はありません。
  - ⑬ 工場の壁を塗る塗料については、建造物に対する維持管理として一般的に行われるものであるため、その使用量を把握する必要はありません。

しかし、製造装置自体に対して腐食防止等の観点から塗装を行っている場合については、その使用量を把握する必要があります。

- ⑭ 事業所内で使用される車両に供給する燃料については、社用車のような公道も走行する車両のためのものは、その使用量を把握する必要はありません。

しかし、事業所構内専用の車両(フォークリフトなど)のためのものについては、その使用量を把握する必要があります。

(関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step4-2 使用する原材料、資材等の確認(→ p I -25)

(作業シート 1 への記入)

- 使用している  
原材料、資材等の  
名称

対象物質を含む原材料、資材等の年間使用量の算出					
通し 番号	原材料、 資材等の 名称  1A	1Aの 年間 購入量 kg/年 1B	1Aの 年度末 在庫量 kg 1C	1Aの 年度初 在庫量 kg 1D	1Aの 年間 使用量 kg/年 1E  =1B- 1C+1D
1	塗料A				
2	シンナーA				

### 1-4-3 原材料、資材等に含まれる対象物質の調査

SDS<sup>※</sup>等から次の値以上の含有率の対象物質があるかどうかを確認してください。

対象物質(第一種指定化学物質)	1 質量%
対象物質のうち、特定第一種指定化学物質	0.1 質量%

※ SDS(Safety Data sheet、安全データシート)は、法で定める第一種指定化学物質(PRTRの対象物質)及び第二種指定化学物質を含む製品(指定化学物質等)の性状や取扱い方法、有害性情報、指定化学物質等の含有率などが示されている文書です。指定化学物質等を取り扱う事業者は、その製品を別の事業者に譲渡(提供)する場合、SDSを提供することが義務付けられています。

#### (留意事項)

- ① 省令(平成12年 通商産業省令 第401号)(→ [pⅢ-585](#))において、SDSには対象物質の含有率を有効数字2桁で記載することが規定されていますので、その値を用いるなどしてください。なお、元素等に換算することが必要な物質群については、既に元素等に換算された化学物質の含有率がSDSに記載されています。
- ② ガソリン、ナフサ、原油、灯・軽油、重油等の石油系燃料及び潤滑油については、[第Ⅲ部 4-2-4 石油系燃料及び潤滑油中の対象物質\(→ pⅢ-377\)](#)を参考にして、上記の含有率以上の対象物質が含まれるかどうか判断してください。  
なお、[第Ⅲ部 4-2-4](#)の表に記載されていない対象物質でも、個別に燃料等のSDSを入手し、そのSDSに1質量%(特定第一種指定化学物質は0.1質量%)以上含まれているとの記載があるものについては、その年間使用量を把握する必要があります。
- ③ 対象物質の塩化ビニル(常温で気体)、酢酸ビニル(常温で液体)、スチレン(常温で液体)等は、ポリマー(樹脂)ではなくモノマーを対象としています。なお、一般的な原材料・資材等と同様に、ポリマー中に未反応のモノマーが1質量%(特定第一種指定化学物質は0.1質量%)以上含まれている場合には、届出対象となる場合がありますので、注意してください。

#### (関連ページ)

- ・ 第Ⅰ部 2-1 Step4-3 原材料、資材等に含まれる対象物質の調査  
(→ [pⅠ-26](#))

(作業シート1への記入)

○原材料、資材等に  
含まれる対象  
物質のCAS登  
録番号\*

○原材料、資材等に  
含まれる対象  
物質の管理番号

○原材料、資材等に  
含まれる対象  
物質の名称

○原材料、資材等に  
含まれる対象  
物質の含有率

対象物質を含む原材料、			原材料、資材等に含まれる対象物質の年間使用量の算出					
通し 番号	原材料、 資材等の 名称	...	1Aに含まれる 対象物質 のCAS登録 番号	1Aに含まれる 対象物質 の管理番号	1Aに含まれる 対象物質名	1Aが物質群 の場合の個 別物質名	1A中の 1H0(1H0') の含有率 %	1H0'から 1H0への 換算係数
	1A	...	1F0	1G0	1H0	1H0'	1I	1J
1	塗料A		108-88-3	300	トルエン		10	
				80	キシレン		8	
				697	鉛及びその化合物	硫酸鉛	5	
2	シンナーA		108-88-3	300	トルエン		70	

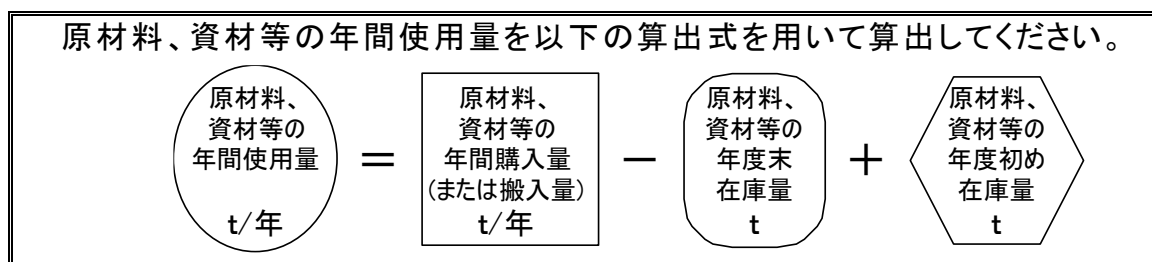
○対象物質が  
物質群の場合  
の個別物質名

○SDSに記載の  
含有率を用いない  
場合等に、  
必要に応じて、  
換算係数を使って  
ください

※対象物質のCAS登録番号は参考として記入するもので、必ずしも記入する必要はありません。

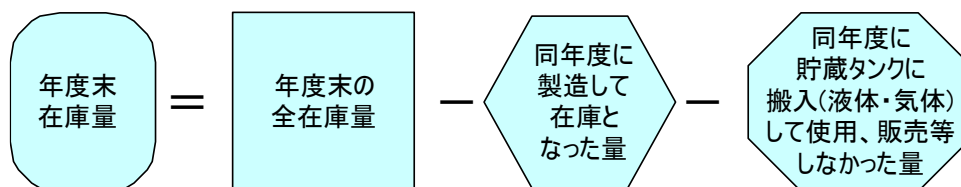


#### 1-4-4 原材料、資材等の年間使用量の算出



#### (留意事項)

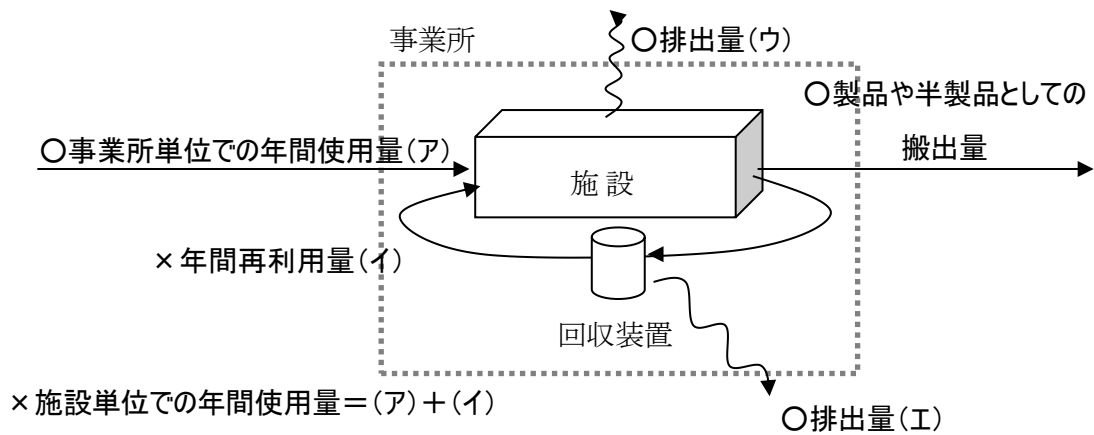
- ① 貯蔵タンクへの液体及び気体の年間搬入量は、年間使用量に含めて算出してください。
- ② 年度末在庫量は、同年度内に製造して在庫となった量、または貯蔵タンクへ搬入した液体及び気体のうち、使用、販売等しなかったために在庫となった量は除きます。



- ③ 届出に必要な「事業所単位」での年間使用量を算出するためには、事業所内で再利用している量を別途足し合わせる必要はありません。

ただし、2-1 で「より確からしい把握」として、業種別マニュアルに書かれている一般的な排出される場所のほかに、当該事業所に特有の排出される場所がないかを検討し、算出にあたって考慮する場合には、「事業所単位」での年間使用量だけでなく「施設単位」での年間使用量を把握することが重要です。特に、事業所内での回収・再利用を行っており、取扱量に比べて再利用される量が十分に小さいと言えない場合には、次ページの図のように、事業所単位での算出では年間再利用量が把握されず、施設単位での収支が確認できないことがあります。そのため、排出される場所の見落としがないように、施設単位での年間使用量や年間再利用量を把握しておくことが有効です。

(回収業者や同社の別事業所等に回収を委ね、また事業所内に戻ってきたものを再利用する場合には、「当該事業所の外への移動」としての把握・届出を行ってください。)



※凡例 ○:事業所単位での算出のなかで把握されているもの

×:事業所単位での算出のなかで把握されていないもの

なお、施設単位での年間使用量を把握するためには、以下の方法等があります。

ア) 年間再利用率が把握できる場合は、これに事業所単位での年間使用量(施設に新しく投入される量)を足し合わせる。

$$\text{施設単位での年間使用量 (t/年)} = \text{年間再利用率 (t/年)} + \text{事業所単位での年間使用量 (t/年)}$$

イ) 施設単位での原材料、資材等の年間使用量が把握できる場合は、これに原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率をかけ合わせる。

- ④ 事業所で発生した使用済みの廃溶剤等を外部の廃溶剤等の再生業者に引き渡し、その再生業者で廃溶剤等を精製等して製造された溶剤等を購入等している場合には、その購入等した溶剤等の量を使用量に含める必要があります。(これは、使用量のダブルカウントにはなりません。)
- ⑤ 届出の対象となる年度以前に受け入れた在庫品を使用する場合は、その量も年間使用量に含めてください。
- ⑥ 原材料等を貯蔵タンクなどに受け入れる際に、納入業者が増し仕込みをしていて、伝票記載の搬入量と実際の搬入量に相違がある場合は、実際の搬入量が把握できれば、その値を用いてください。
- ⑦ 使用の過程で、金属やプラスチック等を研磨・切削することに伴い、粉状のものや粒状のものが発生する場合は、研磨・切削される金属・プラスチック等の母材全体を年間使用量に含めてください。
- ⑧ フロンの抜き取り作業を行う場合は、購入量と全回収量(実際に抜き取った量)の和を年間使用量としてください。また、抜き取ったフロンを再充填する場合は、ダブルカウントを排除するため、再充填した量は使用量に算入しないでください。

(関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step4-4 原材料、資材等の年間使用量の算出(→ p I -27)

(作業シート 1 への記入)

- 原材料、資材等の年間購入量 (または搬入量)
- 原材料、資材等の年度末在庫量
- 原材料、資材等の年度初め在庫量
- 原材料、資材等の年間使用量  $1B - 1C + 1D$

通し 番号	原材料、 資材等の 名称 1A	1Aの 年間 購入量 kg/年 1B	1Aの 年度末 在庫量 kg 1C	1Aの 年度初め 在庫量 kg 1D	1Aの 年間 使用量 kg/年 1E =1B- 1C+1D
1	塗料A	10,000	500	1,200	10,700
2	シンナーA	50,000	2,500	1,200	48,700

#### 1-4-5 対象物質の年間使用量の算出

対象物質の年間使用量<sup>※1</sup>を以下の算出式<sup>※2</sup>を用いて算出してください。

$$\begin{array}{c} \text{対象物質の} \\ \text{年間使用量} \\ \text{t/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{原材料、資材等の} \\ \text{年間使用量} \\ \text{t/年} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{原材料、資材等に} \\ \text{含まれる対象物質の} \\ \text{含有率} \\ \% \end{array} \div 100$$

※1 「事業所単位」での年間使用量を算出してください。1-4-4 の留意事項③(→ p II-28)で解説した、「施設単位」での年間使用量との混同に注意ください。

※2 複数の原材料、資材等に同じ対象物質が含まれる場合は、同じ対象物質を含む原材料、資材等の分をすべて合計してください。

#### (留意事項)

- ① 対象物質を元素等に換算する化学物質(「亜鉛の水溶性化合物」や「鉛及びその化合物」のような金属化合物、「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ほう素化合物」及び「ふっ化水素及びその水溶性塩」)については、含まれている金属元素、シアン、ほう素及びふっ素の量に換算した値を算出してください。なお、これらの元素等に換算することが必要な物質群については、既に元素等に換算された化学物質の含有率が SDS に記載されていますので、そちらの値を利用してください。
- ② クロムやニッケルを含有するステンレス板の溶接により接合等を行っている場合、ステンレス板全体の中に含まれるクロムの量を「クロム及び三価クロム化合物」(クロム換算)の取扱量として、ニッケルの量を「ニッケル」(ニッケル換算)の取扱量として算入してください。

#### (関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step4-5 対象物質の年間使用量の算出(→ p I-28)

(作業シート1への記入)

○原材料、資材等  
に含まれる  
対象物質の  
年間使用量  
 $1E \times 1I \div 100$

○原材料、資材等  
ごとの対象物質  
の年間使用量  
1Kの転記

○対象物質ごとの  
年間使用量  
1Mの合計

1Aの 年間 使用量 kg/年 1E =1B- 1C+1D	1Aに含まれる 対象物質名 1H0	1A中の 1H0(1H0') の含有率 % 1I	1A中の 1H0の年 間使用量 kg/年 1K =1E × 1I ÷ 100	対象物質の CAS登録番 号 1F	対象物質の 管理番号 1G	対象物質名 1H	1Hの 年間 製造量 kg/年 1L	1A中の 1Hの年間 使用量 kg/年 1M	1Hの 年間 使用量 kg/年 1N (1Mの 合計)
10,700	トルエン	10	1,070	108-88-3	300	トルエン		1,070	85,160
	キシレン	8	856		80	キシレン		856	856
	鉛及びその化合物	5	535		697	鉛及びその化 合物		535	535
48,700	トルエン	70	34,090					34,090	

### 1-4-6 対象物質の年間取扱量の算出

対象物質の年間取扱量を以下の算出式を用いて算出してください。

$$\text{対象物質の年間取扱量 (t/年)} = \text{対象物質の年間製造量 (t/年)} + \text{対象物質の年間使用量}^{\ast} \text{ (t/年)}$$

算出した年間取扱量と次の指定量を比較して、届出対象事業者となるか、及び届出の対象となる物質を判別してください。

対象物質(第一種指定化学物質) 1t/年  
 対象物質のうち、特定第一種指定化学物質 0.5t/年(500kg/年)

※ 「事業所単位」での年間使用量を用いてください。1-4-4 の留意事項③(→ pII-28)で解説した、「施設単位」での年間使用量との混同に注意ください。

なお、年間取扱量と指定量を比較した結果、届出対象事業者に該当する場合、年間取扱量が指定量以上である事業所において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されている事業所もあわせて有する場合には、当該事業所も PRTR の届出対象となります。当該事業所からの届出対象物質等は下記の表のとおりです。

対象事業所	把握対象	届出対象物質
同一事業者が所有する他の事業所で発生させた廃棄物を処分する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置している事業所(注：廃棄物を発生させた他の事業所で対象物質を年間1トン以上(特定第一種指定化学物質である場合には0.5トン以上)取り扱っている場合に限定)	一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の放流水に含まれる対象物質の排出量	1-5の注)に示す30物質 (※廃棄物を発生させた他の事業所で年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質である場合には0.5トン以上)であるものに限定)
	廃棄物処理施設が水質汚濁防止法の特定施設に該当する場合には、廃棄物処理施設からの排水に含まれる対象物質の排出量	1-5の注)に示す30物質 (※廃棄物を発生させた他の事業所で年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質である場合には0.5トン以上)であるものに限定)
	廃棄物処理施設が大気汚染防止法の水銀排出施設に該当する場合には、廃棄物処理施設からの排ガスに含まれる対象物質の排出量	水銀及びその化合物

#### (留意事項)

- ① 使用する製品中の対象物質の含有率が1質量%未満のもの(特定第一種指定化学物質の場合は含有率が0.1質量%未満のもの)の年間使用量は足し合わせないでください。
- ② 届出対象事業者となっても、上記の指定量未満の対象物質は、排出量等の届出をする必要はありません。

(関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step4-6 対象物質の年間取扱量の算出(→ p I-30)

(作業シート 1 への記入)

○対象物質ごとの  
年間取扱量  
1L+1N

○対象物質の  
物質区分  
(特定 or 一種)

○届出対象事業者・  
届出対象物質の判定  
指定量以上の対象物質が  
1つ以上ある場合、届出  
対象事業者となる  
また、“届出対象”の記載が  
ある物質が届出対象物質  
となる

対象物質の CAS登録番 号	対象物質の 管理番号	対象物質名	1Hの 年間 製造量	1A中の 1Hの年間 使用量	1Hの 年間 使用量	1Hの 年間 取扱量	対象物質の年間取扱量による判定	
			kg/年 1L	kg/年 1M	kg/年 1N (1Mの 合計)	kg/年 1O =1L+1N	物質区分 1P	年間取扱量による 届出対象物質 の判定 1Q
108-88-3	300	トルエン		1,070 34,090	35,160	35,160	一種	届出対象
	80	キシレン		856	856	856	一種	届出対象外
	697	鉛及びその化合 物		535	535	535	特定	届出対象

1-5 特別要件施設の判定

次に示す特別要件施設があるかどうか確認してください。

<p>ア 金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者</p>	<p>→ 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設</p>
<p>イ 下水道業を営む事業者</p>	<p>→ 下水道終末処理施設</p>
<p>ウ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者</p>	<p>→ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設</p>
<p>エ いずれかの対象業種を営む事業者</p>	<p>→ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設</p>

該当する施設がある場合には、PRTRの届出対象事業者となります。

届出対象物質は、特別要件施設から排出される排ガス・排水等に含まれる他法令に基づく測定の対象物質(水質汚濁防止法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の排水基準項目のうちPRTR対象物質に該当する物質、ダイオキシン類、大気汚染防止法により測定の義務が課された水銀及びその化合物)で、枠外に示す表のとおりです(対象物質は、2025(令和7年)3月現在)。

なお、対象業種に属する事業において法令上の指定量(→ pⅡ-33)以上ある場合には、排出量・移動量の届出が必要です。さらに、年間取扱量が指定量以上である事業所において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されている事業所もあわせて有する場合には、当該事業所もPRTRの届出対象となります(1-4-6の欄外も参照ください)。

対象事業所	把握対象	届出対象物質
鉱山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所(注：金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業に属する事業者が所有するものに限定)	鉱煙発生施設からのばい煙又は鉱煙に含まれる対象物質の排出量	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物
	施設からの坑水又は鉱水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す30物質
下水道終末処理施設が設置されている事業所	公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す30物質 ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合)
	大気汚染防止法の水銀排出施設を有する場合、当該施設からの排出ガスに含まれる対象物質の排出量	水銀及びその化合物



対象事業所	把握対象	届出対象物質
一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設が設置されている事業所(注：ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者が有するものに限定)	一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の放流水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す30物質 ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令の適用がある施設の場合)
	水質汚濁防止法の特定施設に該当する廃棄物処理施設にあつては、当該施設からの排水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す30物質
	大気汚染防止法の水銀排出施設に該当する廃棄物処理施設にあつては、当該施設からの排出ガスに含まれる対象物質の排出量	水銀及びその化合物
	廃棄物処理施設が水質汚濁防止法の特定施設に該当する場合には、廃棄物処理施設からの排水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す30物質
ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設が設置されている事業所	大気基準適用施設にあつては当該施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出量	ダイオキシン類
	水質基準適用事業場にあつては当該事業場からの排水に含まれるダイオキシン類の排出量	
	下水道へ排水を流している事業所にあつては下水道へのダイオキシン類の移動量	
	廃棄物焼却炉である特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の排出量及び移動量	

対象事業所	把握対象	届出対象物質
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に規定する一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物処分場が設置されている事業所(注:同一事業者が所有する事業所のダイオキシン類対策特別措置法の特定施設から生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限定。なお、当該特定施設と最終処分場が同一事業所に設置されている場合を含む。)	一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の放流水に含まれる対象物質の排出量	ダイオキシン類

注) 水質汚濁防止法の排水基準項目:排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第一に掲げる排水基準項目及び別表第二に掲げる排水基準項目を指す。(参考:別表第一のうち26物質(ただし、有機燐化合物の一部を除く。)及び別表第二のうち4物質(銅、亜鉛、マンガ、クロム)が、次の第一種指定化学物質に該当。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の排水基準項目:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)別表第一の上覧に掲げる項目を指す。(参考:別表第一のうち30物質が、次の第一種指定化学物質に該当。)

1	亜鉛の水溶性化合物
48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=ホスホノチオアート(別名EPN)
75	カドミウム及びその化合物
87	クロム及び三価クロム化合物
88	六価クロム化合物
113	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)
147	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
149	四塩化炭素
150	1,4-ジオキサソ
157	1,2-ジクロロエタン
158	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
179	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)

186	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
237	水銀及びその化合物
242	セレン及びその化合物
262	テトラクロロエチレン
268	テトラメチルチウラムジスルヒド(別名チウラム又はチラム)
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)
279	1,1,1-トリクロロエタン
280	1,1,2-トリクロロエタン
281	トリクロロエチレン
332	砒素及びその無機化合物
374	ふっ化水素及びその水溶性塩
400	ベンゼン
405	ほう素化合物
406	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)
412	マンガ、ン及びその化合物
632	「1,2-ジクロロエチレン」のうち、シス体
697	鉛及びその化合物

物質名の前の番号は管理番号(※)

※今般の化管法の政令改正から、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号<sup>※1</sup>とは異

なる管理番号<sup>※2</sup>が付与されています。

各対象物質の管理番号は、以下の化管法管理番号リスト

URL:[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/pdf/211015reflist.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf)においてご確認いただけます。

PRTR制度においては、令和 6 年度の届出から、現在の政令番号に代わって当該リストに記載されている管理番号を使用していただきます。

SDSへの指定化学物質の政令番号及び管理番号の記載は必須ではありませんが、記載する場合は、1 指定化学物質に固有の 1 番号が維持される管理番号の記載を推奨します。

また、今般の見直しによる変遷等の情報も当該リストからご確認いただけます。

※1 政令番号とは、政令改正毎に指定化学物質に 1 から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が変わる場合があります。

※2 化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、各指定化学物質に対応する固有の管理番号は原則維持されます。

#### (留意事項)

- ① 以下のいずれにも該当することが確認できた下水道終末処理施設については、水質検査の対象となる第一種指定化学物質の排出量等の届出は不要として運用しています。
  - ア) 対象業種に属する事業所の接続がないこと(下水道使用者のリストから判断するものとし、いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなしてください。)
  - イ) 対象物質の流入が見込まれないこと(過去に行われた放流水の水質測定において対象物質が検出されなかった場合を意味します。)ただし、下水道業を営む事業者が、下水汚泥焼却施設を有する場合は水銀及びその化合物の届出、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設を有する場合はダイオキシン類の届出、また自ら対象物質を使用しており、その年間取扱量が1トン(特定第一種指定化学物質の場合は、0.5トン)を超える場合は、当該第一種指定化学物質の届出が必要となります。なお、同様の考え方から、もっぱら生活排水等の処理を行う農業集落排水施設及び合併処理浄化槽についても、届出は不要としています。
- ② 市町村の設置した一般廃棄物処理施設も、「一般廃棄物処理施設」に該当します。
- ③ 下水道事業者については「下水道法に基づく水質検査の対象となっている対象物質」、廃棄物処理業者については「水質汚濁防止法第 14 条第 1 項等に基づく水質検査の対象となっている対象物質」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 3 第 1 項に基づく水質検査の対象となっている対象物質」、また下水道事業者と廃棄物処理業者と

もに「大気汚染防止法第 18 条第 35 項に基づく測定の対象となっている対象物質」が届出対象物質となります。具体的には、pⅡ-37 の注)に示す 30 物質及びダイオキシン類並びに水銀及びその化合物です(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設、廃棄物の最終処分場の場合)。

なお、下水道法、水質汚濁防止法等の測定項目では「フェノール類」が水質検査の対象となっていますが、これには PRTR の対象物質である「フェノール」、「クレゾール」及び「ピロカテコール」を含む多様な物質が含まれており、それぞれの分別が困難であること等にかんがみ、いずれについても届出の必要はありません。

都道府県の判断により pⅡ-37 の注)に示す 30 物質及びダイオキシン類以外の PRTR の対象物質で水質検査の対象に加えられている物質については、届出の必要はありません。

- ④ 特別要件施設に関して、他法令に基づく測定項目となっている対象物質以外に、自主的に行った汚泥中の化学分析等の結果を用いた排出量等の届出は必要ありません。(届出を行わないでください。)

ただし、法施行規則第 4 条第 1 号イ又はロ(→ pⅢ-582)に該当する場合(対象物質を 1 トン以上取り扱っている場合など)は別途把握が必要です。

- ⑤ 他法令で測定義務があるにもかかわらず、実際には対象物質の濃度を測定していない場合でも、その対象物質の排出量・移動量を把握する必要があります。

- ⑥ マンガン及びその化合物(管理番号 412)等\*については、下水道法、水質汚濁防止法等の水質測定項目としては「溶解性」のものに限定されており、対象物質の範囲と他法令における測定項目の記載にズレがありますが、このような場合は、「溶解性マンガン含有量」についての測定結果をそのまま用いて、「マンガン及びその化合物」の排出量を算出して差し支えありません。(なお、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」(国土交通省年・地域整備局下水道部、平成 17 年 8 月)の中でサンプリング調査等を行い、一定の排出係数が設定されています。)

※「マンガン及びその化合物」以外には、以下の物質が該当します。

- ・「亜鉛の水溶性化合物」(←法定測定項目は「亜鉛含有量」)
- ・「クロム及び三価クロム化合物」(←「クロム含有量」)
- ・「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)」(←「シアン化合物」)
- ・「水銀及びその化合物」(←「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」)
- ・「銅水溶性塩(錯塩を除く)」(←「銅含有量」)
- ・「砒素及びその無機化合物」(←「砒素及びその化合物」)
- ・「ふっ化水素及びその水溶性塩」(←「ふっ素及びその化合物」)
- ・「ほう素化合物」(←「ほう素及びその化合物」)

⑦ 下水道法や水質汚濁防止法等の法定測定項目ではパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN の総量で「有機燐化合物」として測定していますが、この場合、「有機燐化合物」としての測定値を用いて、「EPN」(管理番号 48)の排出量を算出しても、差し支えありません。なお、PRTR の届出を行うべき物質は、「有機燐化合物」ではなく、「EPN」です。

⑧ 一般廃棄物処理施設(ごみ処分業を営む者が有するもの)又は産業廃棄物処理施設が設置されている事業所であっても、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等のいずれに基づく水質検査や排ガス検査も求められていないものについては、排出量の把握の義務はありません。

最終処分場、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設、水質汚濁防止法の対象となる施設(焼却施設)のいずれも有していない粗大ごみ処理施設、再生利用施設、運搬中継施設については、仮にこれらが一般廃棄物処理施設に該当するとしても、上記の法令に基づく水質検査を行うこととはされておらず、したがって、法施行規則第 4 条第 1 号ホ(→ pⅢ-583)に基づく把握の義務はありません。

⑨ 放流水のない一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場や排水が事業所の外へ排出されない構造の一般廃棄物焼却施設または産業廃棄物焼却施設について、他法令に基づく測定を求められていない場合、排出量の把握の義務はないため、排出量の届出の必要はありません。

⑩ 「水銀及びその化合物」は、従来から水質検査の対象に加え、2015(平成 27)年の大気汚染防止法等の改正により大防法の測定対象となり、当該施設については、2022(令和 4)年度から把握を行い、2023(令和 5)年度の届出より、排出量の届出を行う必要があります。

⑪ 一般廃棄物焼却施設、産業廃棄物焼却施設、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場における水質検査対象の 30 物質については、法施行規則第 4 条第 1 号ホ(→ pⅢ-583)に列記されているとおり、把握する必要があるのは「排出量」のみであり、下水道放流は「移動量」という整理ですので、下水道放流の場合は届出の必要はありません。

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(一定要件を満たす一般廃棄物焼却炉など)を設置している場合は、ダイオキシン類について、下水道への移動量及び事業所の外への移動量についても把握が必要です(法施行規則第 4 条第 1 号ト(→ pⅢ-584)には、「排出量及び移動量」と規定されています。)

(関連ページ)

- ・ 第 I 部 2-1 Step5 特別要件施設の判定(→ p I-32)
- ・ 第 III 部 4-1-3 特別要件施設に該当する施設の各法令における規定  
(→ p III-217)

(作業シート 1 への記入)

○特別要件施設の種類の  
特別要件施設に該当する  
施設の種類の記載済み)

○届出対象の判定  
特別要件施設がある  
場合、届出対象と記載

届出対象事業者の判定	
特別要件による判定	
特別要件施設名	特別要件施設 による判定
1R	1S
事業所の有する 特別要件施設	特別要件施設 がある場合、 「届出対象」と記 入
ダイオキシン類対 策特別措置法第2 条第2項に規定す る特定施設	届出対象